

日本 NCSLI 会則

(名称)

第1条 本会の名称を日本 NCSLI (NCSL International - Japan ; 略称 NCSLI-J) と称する。

(目的)

第2条 本会の目的は、計量・計測標準、計測器校正、試験・計測分野の技術と管理を進歩させることを目的とする。

(事業)

第3条 本会の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 情報交換のためにフォーラム（技術発表会）の開催。
2. 標準と推奨するガイドラインの開発。
3. 計測関連技術と管理に関する出版物の刊行。
4. 共通の問題解決をするための会員構成員による共同作業の促進。
5. 計測関連の啓蒙・普及と関連機関への支援。
6. 海外の関連機関との連携・維持（NCSL^{注1} International の Japan Region の役割を持つ。）

注1) National Conference of Standards Laboratories

(事務所の所在地)

第4条 本会の事務所を横河電機株式会社 甲府事業所 計測標準部（山梨県甲府市高室町155）内に置く。

(会員)

第5条 本会は次の会員で構成する。

1. 正会員は本会の目的に賛同し、会費を納入した者とする。
2. 賛助会員は各種団体・法人で、本会の目的に賛同・支援する者とする。
3. 名誉会員は本会に永年貢献した者で、幹事会の推薦を受け、総会で認められた者とする。

(会員資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとする者は、その旨を所定の様式で本会に提出し、承認を得なければならない。

(会員資格の期間)

第7条 正会員及び賛助会員の資格は、会費納入年度のフォーラム開催日から次回フォーラム前日までとする。ただし、役員の場合は、任期終了まで継続するものとする。名誉会員の会員資格は永続するものとする。

(会費)

第8条 本会の会員は別に定める会費を納入しなければならない。名誉会員の会費は低減することができる。

(会計)

第9条 会費を含む会計については幹事会で定める。

(役員等)

第10条 本会の活動を運営するために次の役員等を置く。

1. 役員

(1) 会長	1名
(2) 副会長	若干名
(3) 会計	若干名
(4) 事務局	若干名
(5) 幹事	10名程度

2. NCSLI コーディネーター NCSLI 規定数

3. 会計監査 若干名

(役員等の選任)

第11条 役員等を次のように選任する。

1. 役員は幹事会の推薦を受けた正会員または名誉会員で、総会で承認された者。
2. NCSLI コーディネーターはNCSLIによって認められた者。
3. 会計監査は、会長が幹事会の承認を得て委嘱する。他の役員等を兼務できない。

(役員等の任期)

第12条 役員等の任期を次のように定める。

1. 役員の任期は選任されたときから、次の総会で新役員が選任されるまでとする。
2. NCSLI コーディネーターの任期は、その職にある期間とする。
3. 会計監査の任期は1年とする。
4. 役員等の再任は、これを妨げない。

(役員の欠員)

第13条 役員に欠員を生じた場合の扱いを次のように定める。

1. 会長が欠けたときは、副会長が会長に就任する。この場合、新たな副会長を幹事の互選により選出する。
2. 副会長、会計又は事務局が欠けたときは、幹事の互選によりこれを選出する。
3. 幹事以外の役員はその職を辞して、幹事に就任することができる。

(顧問及びメンター)

第14条 本会に顧問及びメンターを置くことができる。顧問及びメンターは、会長が幹事会の承認を得て委嘱する。メンターの委嘱は学識経験者等とする。

(顧問及びメンターの任期)

第15条 顧問及びメンターの任期は1年とする。

(会議)

第16条 会長は必要に応じて総会及び幹事会を召集できる。

1. 総会

- (1) 総会は本会の最高議決機関である。
- (2) 総会の構成員は会員とする。ただし、賛助会員は議決権を持たない。
- (3) 総会の議長は会長がこれにあたる。会長欠席の場合、副会長が議長を代行する。

2. 幹事会

- (1) 幹事会は本会の目的を達成するために、本会則及び総会の議決に従い必要な職務を遂行する。
- (2) 幹事会の構成員は役員、NCSLI コーディネーター、顧問及びメンターとする。ただし、役員及びNCSLI コーディネーター以外は議決権を持たない。
- (3) 幹事会の議長は会長がこれにあたる。会長欠席の場合、副会長が議長を代行する。
- (4) 役員は代理人を出席させることができる。ただし、会長及び副会長の代理人は幹事としての権能にとどまるものとする。
- (5) 会員は会長の承認を得たうえで幹事会に出席し、発言することができる。

(研究会、分科会等の設置)

第17条 本会に研究会、分科会等を設けることができる。研究会、分科会等の設置は幹事会で定める。

(議決)

第18条 各会議は構成員の2分の1以上（代理及び委任状を含む）の出席で成立し、議決はその過半数以上の賛成をもって成立する。

(事業年度)

第19条 本会の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(事業報告及び会計決算)

第20条 本会の事業報告及び会計決算は、毎事業年度ごとに幹事会が作成し、会計監査の監査を経て総会に報告しなければならない。

(改廃)

第21条 本会則の改廃は、幹事会が提案し、総会による承認を得るものとする。

附則

本会則は 1999年10月8日より施行する。

附則（2003年11月21日改正）

本会則は即日施行する。ただし、事業年度については改正年の事業年度初日から適用する。日本NCSL会計規則はこれを廃止する。

附則（２００４年１１月５日改正）

本会則は即日施行する。

附則（２００５年１１月２５日改正）

本会則は即日施行する。

附則（２００９年１０月３０日改正）

本会則は即日施行する。

附則（２０１３年１１月８日改正）

本会則は即日施行する。